第十三条第一項	設置者	所管大臣
	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする
第十三条第二項	設置者	所管大臣
	行政庁に届け出なければならない	行政庁に通知するものとする

第二十一条の表第十四条第一項の項を次のように改める。

第十四条第一項	設置者	所管大臣
	行政庁に報告しなければならない	行政庁に通知するものとする

第二十一条の表第十七条の項を次のように改める。

第十七条	設置者	所管大臣
	申請書を行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする

第二十五条中「、第八条第五項、第十二条後段、第十三条第一項後段及び第二項後段、第十四条第一項後段並びに第十七条後段」を「及び第八条第五項」に改める。

（歯科技工士法施行令の一部改正）

第三条　歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段並びに第十六条後段を削る。

第十七条の表第十条の項から第十一条第二項の項までを次のように改める。

第十条	設置者	所管大臣
	申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする
第十一条第一項	設置者	所管大臣
	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする
第十一条第二項	設置者	所管大臣
	行政庁に届け出なければならない	行政庁に通知するものとする

第十七条の表第十二条第一項の項を次のように改める。

第十二条第一項	設置者	所管大臣
	行政庁に報告しなければならない	行政庁に通知するものとする

第十七条の表前条の項を次のように改める。

前条	設置者	所管大臣
	申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする

第二十条中「、第七条、第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段並びに第十六条後段」を「並びに第七条」に改める。

（臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段を削る。

第十七条の表第十一条の項から第十二条第二項の項までを次のように改める。

第十一条	設置者	所管大臣
	申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする
第十二条第一項	設置者	所管大臣
	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする
第十二条第二項	設置者	所管大臣
	行政庁に届け出なければならない	行政庁に通知するものとする

第十七条の表第十三条第一項の項を次のように改める。

第十三条第一項	設置者	所管大臣
	行政庁に報告しなければならない	行政庁に通知するものとする

第十七条の表前条の項を次のように改める。

前条	設置者	所管大臣
	申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする

第十九条中「、第七条、第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段」を「並びに第七条」に改める。

（理学療法士及び作業療法士法施行令の一部改正）

第五条　理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段並びに第十五条後段を削る。

第十六条の表第十条の項から第十一条第二項の項までを次のように改める。

第十条	設置者	所管大臣
	申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする